

奈良県立橿原考古学研究所公的研究費取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、奈良県立橿原考古学研究所（以下「本研究所」という。）における公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、もってその適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、科学研究費及び公益法人等の研究助成費をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、本研究所の研究者及び事務職員等をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者等は、公的研究費に係る研究の実施に当たっては、奈良県立橿原考古学研究所公的研究費使用の手引き（以下「手引き」という。）において定めるものを除き、奈良県会計規則、同旅費規程及び同給与規程（以下「会計規則等」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び関係法令、並びに交付等の際の条件を遵守しなければならない。

第2章 運営管理・責任体制

(最高管理責任者)

第4条 本研究所に、公的研究費の運営・管理に関して最終的な責任を負い、権限を持つ者として最高管理責任者を置き、事務職員である副所長をもって充てる。

2 最高管理責任者は、本研究所における公的研究費の適切な運営・管理が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

(統括管理責任者)

第5条 本研究所に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本研究所全体を統括する者として統括管理責任者を置き、技術職員である副所長をもって充てる。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本研究所に、公的研究費の運営・管理に係るコンプライアンス教育を行う者としてコンプライアンス推進責任者を置き、調査部長をもって充てる。

(不正使用防止計画管理責任者)

第7条 本研究所に、不正使用の防止計画を推進するため不正使用防止計画管理責任者を置き、企画学芸部長をもって充てる。

(監事)

第8条 本研究所に、不正使用防止に関する内部統制をはかるために監事を置き、総務課長をもって充てる。

第3章 適正な運営・管理のための環境整備

(経理事務)

第9条 公的研究費に係る契約、旅費支給、給与・謝金支給等の経理に関する取扱いは、手引きにおいて定めるものを除き、会計規則等により取り扱う。

(相談窓口)

第10条 公的研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する研究者等の相談に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を総務課に置く。

第4章 研究者等の意識向上

(行動規範)

第11条 公的研究費の不正使用（以下「不正使用」という。）を防止するため、研究者等の行動規範を策定する。

(研修会等)

第12条 不正使用を防止するため、研修会の開催その他の適切な方法により、公的研究費の運営・管理及び使用に関わるすべての研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

第5章 不正使用に係る調査

(調査)

第13条 最高管理責任者は、不正使用があった場合又は不正使用が懸念される事案が生じた場合には、不正使用に係る必要な調査を行うものとする。

2 前項の調査に關し必要な事項は、別に定める。

第6章 不正使用の防止

(防止計画の策定等)

第14条 不正使用防止計画管理責任者は、不正使用の防止計画を策定し、その推進及び管理を行うものとする。

(使用ルール等の理解度の確認)

第15条 不正使用防止計画管理責任者は、不正使用を防止する観点から、研究者等に対し公的研究費の使用ルール等に関する理解度の調査を実施し、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講じるものとする。

(不正使用防止に向けた措置)

第16条 不正使用防止計画管理責任者は、不正使用の防止に向けた取組みの状況を本研究所の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実かつ継続的に推進するものとする。

第7章 公的研究費の適正な運営・管理

(執行状況の確認等)

第17条 総務課は、隨時公的研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、当該研究者に対し理由を確認の上、必要な改善を求めるものとする。

2 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、不正使用防止計画管理責任者は、繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を当該研究者に遅滞なく示すものとする。

第8章 情報伝達を確保する体制

(通報窓口)

第18条 本研究所に、不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供を受け付けるため通報窓口を置き、総務課長をもって充てる。

(不正使用等に関する報告)

第19条 通報窓口に不正使用等に関する通報及び情報提供があった場合には、統括管理責任者を通じて最高管理責任者に報告しなければならない。

2 最高管理責任者が前項の報告を受けた場合には、速やかに関係機関に報告しなければならない。

第9章 監査等

(監査制度)

第20条 公的研究費の適正な執行管理を行うため、公的資金監査委員会は手引きに基づき公正かつ的確な監査を実施するものとする。同委員会は、研究費を受給していない研究者によって構成し、委員は最高管理責任者が任命する。

(監査と不正使用防止計画管理責任者)

第21条 公的資金監査委員会は、不正使用防止計画管理責任者と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した内部監査を実施するものとする。内部監査にあたっては、公認会計士等専門的知

識を有する者にこれを諮る。

第10章 その他

(規定の委任)

第22条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

改正後の規程は、令和元年8月1日から施行する。

改正後の規程は、令和2年4月1日から施行する。

改正後の規定は、令和3年4月1日から施行する。

奈良県立橿原考古学研究所公的研究費の運営管理・責任体制
(奈良県立橿原考古学研究所公的研究費取扱規程)

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 最高管理責任者 | 事務職員である副所長 |
| 第4条 本研究所に、公的研究費の運営・管理に関して最終的な責任を負い、権限を持つ者として最高管理責任者を置き、事務職員である副所長をもって充てる。 | |
| 総括管理責任者 | 技術職員である副所長 |
| 第5条 本研究所に、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本研究所全体を統括する者として統括管理責任者を置き、技術職員である副所長をもって充てる。 | |
| コンプライアンス推進責任者 | 調査部長 |
| 第6条 本研究所に、公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つとともにコンプライアンス教育を行う者としてコンプライアンス推進責任者を置き、調査部長をもって充てる。 | |
| 不正使用防止計画管理責任者 | 企画学芸部長 |
| 第7条 本研究所に、不正使用の防止計画を推進するため不正使用防止計画管理責任者を置き、企画学芸部長をもって充てる。 | |
| 監事 | 総務課長 |
| 第8条 本研究所に、不正使用防止に関する内部統制をはかるために監事を置き、総務課長をもって充てる。 | |
| 通報窓口 | 総務課長 |
| 第18条 本研究所に、不正使用等（その疑いがあるものを含む。次条において同じ。）に関する通報及び情報提供を受け付けるため通報窓口を置き、総務課長をもって充てる。 | |
| 監 査 = 公的資金監査委員会 外部監査 = 奈良県監査委員事務局 | |